② 代表企業及び応募グループを構成する企業は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うものとする（代表企業は必ず事業者に出資を行うものとするが、応募グループを構成する全ての企業が事業者に出資する必要はない。）。

なお、事業者の株主は以下の要件を満たすこととする。

ア 代表企業及び代表企業以外の応募グループを構成する企業で事業者に出資した企業（以下「構成員」という。）である株主が、事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、応募グループ以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、関東地方整備局及び気象庁（以下、両者を総称して「発注者」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

ウ 構成員である株主は、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）ではないこと。

③ 入札参加者は、代表企業、構成員及び協力会社（応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接下記の業務を受託又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）のそれぞれが、下記のいずれの業務に携わるかを明らかにすること。

ア 設計業務　本施設の設計業務
イ 建設業務　本施設の建設業務
ウ 工事監理業務　本施設の工事監理業務
エ 維持管理業務　本施設の維持管理業務
オ 運営業務　本施設の運営業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは妨げないものとするが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを兼ねることはできないものとする（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）。また、各業務は、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。

④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

⑤ 応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募グループを構成する企業でないこと。

⑥ 応募グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループを構成する企業でないこと。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除くものとする。

⑦ 上記⑥において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア 資本関係　次の(A)又は(B)に該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第２条第三号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(B)について子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第四号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(A) 親会社（会社法第２条第四号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係　次の(A)又は(B)に該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第四号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合。

⑵ 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 本事業に係る業務に対応した予決令第72条の認定等を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定等を受けていること。）。

③ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長（以下「局長」という。）から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

なお、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等関する有資格業者においても、指名停止措置要領が準用（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号並びに平成14年10月29日付け国官会第1562号。）されているので留意すること。

⑤ 発注者が本事業に関する検討を委託した者（協力事務所を含む。）である株式会社日建設計、東京青山・青木・狛法律事務所、ＭＡ＆Ｐ総合会計事務所又は株式会社日建設計シビルと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑥ 入札説明書に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶ 設計企業の参加資格要件　設計業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は、次のアからエによること。なお、入札参加者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないものとするが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にするものとする。